

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和2年 2月 20日

井原市議会議長  
坊野公治様

井原市議会議員 柳井一徳

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和2年2月14日(金)～2月15日(土)
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	開催場所：福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	2月14日(金) 10:00～12:30 研修名：議会改革注意点と議会・議員の未来 14:00～16:30 率直に語る地方議員に関するお金の考え方 2月15日(土) 10:00～12:30 研修名：質問方法スキルアップ研修 初級編 14:00～16:30 質問方法スキルアップ研修 応用編
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	講師 2日間とも 高橋伸介氏（大阪府議政策アドバイザー）
5. 活動内容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

2月14日(金) 10:00～12:30 『議会改革注意点と議会・議員の未来』

平成の大合併では、平成11年3月末で3,232あった自治体が1,718(市791・町744・村183)に減ったが、政府の目標は1,000自治体であった。また、1987年に都道府県・市町村議員は69,028人であったが、2016年には32,991人まで減ったという話から講座が始まった。

憲法や地方自治法などの説明の中で、地方自治法の89条から138条までが議会に関する法律であり、こういう法律があることを忘れないこと、と話された。議会基本条例の研究が進められたのは2000年頃からで、2006年には栗山町をはじめ三重県議会などで条例が制定され、その後、各自治体で制定され始めた。

2007年に行われた自治体議会改革フォーラムでは、議員間討議、市民も参加できる議会、市民に分かりやすい議会、政策を作る議会、情報の公開などのほか5項目が提案された。

本市での議会基本条例もこの流れで、10の提案を盛り込んだ基本条例が策定された。この講座の中で議員活動について講義があり、議員活動の任務は市民福祉の向上と地域社会の発展にあり、地域意見の集約と調整、政策提案にあることを再認識した。

議員には、議員活動・議会活動・政治活動・選挙活動の4つの活動があるが、議会活動には本会議の他、委員会、視察、行政イベントの公務があり、20年前と比べて2倍以上の仕事量となっている。それらが議員報酬の根拠となるが、議員は4年ごとに選挙があり、市民の審判を受けなければならない。その活動も含め、生活のリスクを負うことになる若い議員がなかなか育たない現象が各自治体で出ている。これらを踏まえ、本市で行われている議会改革特別委員会にフィードバックしたいと考えた研修であった。

14:00～16:30 『率直に語る地方議員に関するお金の考え方』

政務活動費とは、議員の政策調査研究等の活動のために支給される費用であり、収支報告が義務付けられており、各議員は調査研究費、研修費、広報費、資料作成費、資料購入費などのそれぞれの費目に使用経費が組み込まれている。本市の場合、年間36万円でそれぞれの議員が執行結果を報告し、議会ホームページで領収証を含め収支報告書を公開している。これは兵庫県の県議から始まった議員による政務活動費の不正使用の防止と抑制のためであるが、本市は厳しいくらいのチェックでこのような不正や問題点は全くないと考える。

議員報酬についても講義があり、午前中学んだ地方自治法の8章203条に、地方公共団体はその議会の議員に議員報酬を支給しなければならないとあり、我々議員は活動に対しての報酬を受ける権利がある。20年前と比べ仕事量は倍増しており、また本市では、平成8年から議員報酬の見直しが出来ていない点や、議員のなり手不足の解消のため、議会改革

特別委員会で議論を交わしている。

今や議員のなり手不足解消は全国的な課題であり、県内をはじめ近隣市町でも報酬増の議会が出ている。三重県議会では仕事量などを時間計算し、知事の仕事量1に対し、議員平均は約0.7倍が妥当として報酬の見直しをしたとのこと。首長との比較や自治体幹部との比較が、報酬の決め手の一策であろうと思う。

ただし、これには議会の決定権はなく、議員報酬審議会という議論の場に委ねられる。しかし、その選考メンバーには有識者が選ばれるが、その中に議会精通者がいないことが各自治体で疑問視されている。その答申を受け首長が決定するのはいかがなものかと考える。

また、議会改革としての課題には議員定数の削減もあるが、これは常任委員会での議員間討議を考えると、必要な人数が決まってくる。本市は、3常任委員会の総務文教委員会7人、市民福祉委員会7人、建設水道委員会6人の20名で構成されている。定数に関しては、議員が議論できる人数を必要としていて、十分に検討する余地があると考えている。

午前・午後を通して今回の研修は、現在直面している議会改革特別委員会での検討事案に沿った内容であった。しっかりと議論を交わし、将来の議員候補者に望ましい環境づくりを行うこと、また、我々議員がそれぞれ資質を向上させ、まっとうな仕事や真剣な議論を重ねていかなければならないことを再認識し、大きな収穫を得られた研修であった。

2月15日(土) 10:00～12:30 『質問方法スキルアップ研修 初級編』

一般質問の基本の講義で、質問のスタイルには次のものがある。

- ① 地元住民要望型 この手法は、地域住民との直接対話による要望や、それによる議員自身のアピールができることで、次回の選挙対策として有効である。
- ② 財政や市政に関するチェック型  
この手法は、市の歳入・歳出状況や、財政調整基金、税収状況、財政健全化など、財政に精通して行うが、行政の黒字達成や健全化比率がいいことなどにごまかされないよう、しっかりと議員自身が勉強しなくてはならない。財政担当者と張り合うのは並大抵ではない、ということ間違いはない。
- ③ 行財政改革型 この手法は、決算書が完全に読み切れなければ、質問内容がはっきりとしないこととなる。行政の方向性を聴いたり、施設の維持管理などの合理化について質問する。
- ④ 政策提案型 市民の暮らしに直接かかわる一般施策に関する議員提案。条例などは、幅広いジャンルがあり、提案しやすい反面、政策研究が難しく、他の議員や行政との調整が必要で、簡単ではない。

一般質問には以上のような手法が用いられるが、市民福祉の向上のための質問が一般受けして無難であろうと考える。

14:00～16:30 『質問方法スキルアップ研修 応用編』

午前に引きつづき質問の方法講習。

応用編でも内容は同じようなことで、特筆すべきものは無いように感じた。

ポイントとして、

- ・ 議場において、執行部席には在籍 25 年以上のベテランが相手であることの再認識。
- ・ 活動原点として、選挙による 4 年間の仕事と議会内・行政内における環境醸成の必要性。
- ・ 一般社会での事業の立ち上げと同じように取り組む。
- ・ PDCA を質問作成でも行う。
- ・ 人口減少や高齢化時代の質問。

など質問材料をパソコンにフォルダをつくって保存し、他の質問材料も日々探して記録しておくことの大切さを改めて学んだ。以前の講師の講座でもこの手法は使われており、自分自身も年 4 回の定例会での質問計画を立てているが、材料探しが十分でなかったことも含め、今後さらに充実した活動を展開したいと感じた研修であった。